

市有地購入Q & A

Q1 売払い市有地は、元々どのような土地ですか。

A1 公共施設跡地や公共事業のための代替用地など、元々行政目的に使用されていた土地で、その用途が廃止され、将来的にも行政用途に使われない土地などです。

Q2 売買契約の前に地盤調査を行うことは可能ですか。

A2 入札公告日から令和7年2月20日(木)までの間に限り、地盤調査を認めています(スウェーデン式サウンディング試験等)。

調査をご希望の場合は、事前に申請書をご提出していただく必要があります。なお、調査費用は自己負担となります。詳細については、お問い合わせください。

Q3 現在設置されている木柵・フェンスは、引き渡し時に市の方で撤去してもらえますか。

A3 売買物件はすべて現況のままのお引き渡しとなります。設置されている木柵・フェンスは、土地と一緒に引き渡します。

Q4 物件の前面が「ごみステーション」になっている場合、市の方で移動してもらえますか。

A4 売買物件はすべて現況のままのお引き渡しとなります。「ごみステーション」の移動をご希望の場合は、自治会等とご協議いただく必要があります。移動には自治会等の同意を得ることが必要となります。

Q5 物件の敷地内又は前面道路上に九州電力の電柱や支線、NTT柱などが設置されている場合、市の方で移動してもらえますか。

A5 売買物件はすべて現況のままのお引き渡しとなります。電柱等の移動をご希望の場合は、九州電力やNTTなどご協議していただく必要があります。なお、移動に際し別途費用(購入者負担)が発生する場合があります。

Q6 電気、ガス、上水道、下水道などの供給施設は、市の方で引き込み等してもらえますか。

A6 売買物件はすべて現況のままのお引き渡しとなります。供給施設の引き込み費用等は自己負担となりますので、ご利用目的に合わせて関係各機関にご相談ください。

Q7 建物が建築可能か・建築に対しどういった制限を受けるかは、どこに問い合わせたらよいですか。

A7 建築物を建てる場合、都市計画法、建築基準法、北九州市条例等により規制されます。狭あい道路に接している場合は、セットバックが必要となる場合もあります。建物を建てる地域、建物の規模・構造・用途・接道状況等により受ける規制は異なります。必ず関係各機関にご照会ください。

【主な問合せ先】

◆建築確認申請に関すること

北九州市都市戦略局建築審査課 TEL:093-582-2535

Q8 乗り入れ口設置のため、歩道の改築をしたいのですが可能ですか。

A8 道路管理者に申請し、承認を受けることが必要です。基準や手続き等については、事前に各区まちづくり整備課(一部の国道については、国土交通省北九州国道事務所)にお問い合わせください。ただし、費用は自己負担となります。

なお、工事を行うためには、この他にも所轄警察署へ道路使用許可申請が必要となります。